

天理市 AX・DX 推進支援業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は天理市 AX・DX 推進支援の受注者（以下「受注者」という。）を選定するための手続きについて、必要な事項を定めるものである。

2. 対象業務

(1) 業務名

天理市 AX・DX 推進支援業務

(2) 業務場所

天理市役所庁舎内

(3) 業務内容

別紙「天理市 AX・DX 推進支援業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。なお、具体的な業務内容については、受託候補者の提案内容を踏まえ、本市と受託者との協議により決定するものとする。

(4) 業務期間

契約日の翌日から令和 10 年 3 月 31 日まで

(5) 上限額の経常経費

令和 8 年度総額 7,900,000 円

令和 9 年度総額 19,976,000 円

※上記の金額には消費税及び地方消費税を含むものとする。

※契約にあたっては、受託者からの見積価格を参考に決定する。

※提案書に記載する追加提案を含め、本業務に係る提案内容については、提出する見積金額の範囲内で実施するものとする。

3. 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

プロポーザルに参加しようとする者は、次の(1)から(8)までに掲げる要件を満たすことを証するため、参加表明書（様式 1）を提出しなければならない。なお、提出期限までに参加表明書及び必要書類を提出しない者は、本プロポーザルに参加することができない。

(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

(2) 本プロポーザルの公告の日から受託候補者の選定日までの間において、本市、国又は他の地方公共団体その他の公共機関から指名停止又はこれに準ずる措置を受けていないこと。なお、参加表明書等の提出期限の日から契約締結日までの間に、本市、国又は他の地方公共団体その他の公共機関から指名停止又はこれに準ずる措置を受けた

ときは、参加資格を喪失するものとする。

- (3) 参加者又は参加者の役員等（役員又は支店若しくは営業所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始もしくは更生手続きの申し出がなされていないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始もしくは再生手続きの申し出がなされていないこと。
- (6) 提案する支援業務は、令和6年4月1日以降に地方公共団体において1団体以上の支援実績があること。（元請、下請の契約形態は問わないが、実質的に請負業務を主体的に実施した実績とする）
- (7) 参加表明提出日において、国税、地方税を滞納していないこと。
- (8) ISO/IEC27001 又はプライバシーマークの認証を取得していること。

4. 配布資料

※天理市 AX・DX 推進支援業務公募型プロポーザル実施要領（本資料）

- (1) 調達仕様書
- (2) 審査要領及び評価基準（別紙1）
- (3) 評価項目基準表（別紙2）
- (4) 各種申請書様式（別紙3）
 - 参加表明書（様式1）
 - 事業者概要（様式2）
 - 導入実績（様式3）
 - 役員名簿（様式4）
 - 企画提案提出届（様式5）
 - 質問書（様式6）
 - 企画提案書（様式7）
- (5) 天理市の AI・DX 取組について（別紙4）
- (6) 天理市自治体 AX・DX 推進方針（第二期）（別紙5）
- (7) 天理市 DX 人材育成方針（別紙6）
- (8) 天理市生成 AI 利用ガイドライン（別紙7）

※天理市公式ホームページからダウンロードすること。

5. プロポーザル実施手順

内容	期間等
実施要領の公表	令和8年10月21日（水） ※天理市公式ホームページ上で公開
参加表明書の提出期間	令和8年10月21日（水）から令和8年11月2日（月）
質問受付期間	令和8年10月21日（水）から令和8年11月2日（月）
参加資格結果通知	令和8年11月6日（金）
企画提案書等の提出期間	令和8年11月9日（月）から令和8年11月16日（月）
臨時選定委員会 ※（書類選考：必要に応じて）	令和8年11月19日（木）
選定委員会：書類及びヒアリング審査	令和8年11月27日（金）
選定結果通知	選定委員会終了後に速やかに、審査を実施したすべての事業者に対して電子メール及び書面で通知する。

※（書類選考：必要に応じて）企画提案書等を提出した事業者の全てに対してヒアリング審査を実施することが原則であるが、事業者が4社以上の場合は臨時の選定委員会を開催し、書類のみによる審査を実施して、ヒアリング審査を行う事業者3社を決定し、電子メールで通知する。

6. 参加表明書の提出

（1）提出期間

令和8年10月21日（水）から令和8年11月2日（月）

（2）提出方法

郵送（書留郵便に限る。）又は宅配便の方法により提出すること。

（3）提出先

「13. 担当部局」へ提出すること。

（4）提出書類

- ① 参加表明書（様式1）1部
- ② 事業者概要（様式2）1部
- ③ 導入実績（様式3）1部
- ④ 役員名簿（様式4）1部

- ⑤ 商業登記簿謄本（法人の登録事項証明書） 1 部
 - ⑥ 決算書等（過去 3 年分）
 - ⑦ 実施要領の公表日以降に発行された次の税目に係る納税証明書 各 1 部
 - ア 法人税
 - イ 消費税及び地方消費税
 - ウ 法人都道府県民税
 - エ 法人事業税・地方法人特別税
 - オ 法人市町村民税
- ※ 年度を特定する必要のある場合は、直近 1 年度分

7. 質問受付及び回答

(1) 受付期間

令和 8 年 10 月 21 日（水）から令和 8 年 11 月 2 日（月）17 時まで

(2) 受付方法

質問書（様式 6）に質問事項を記入し、電子メール(digital@city.tenri.lg.jp)で「13. 担当部局」へ提出すること。件名は「天理市 AX・DX 推進支援業務 公募型プロポーザルに関する質問（事業者名）」と記載すること。なお、質問は「6. 参加表明書の提出」に掲げる参加表明書を提出した者によるもののみ受け付けるものとする。

※ 送信後は必ず送信した旨を電話連絡し、到達状況を確認すること（土、日を除く、9 時から 12 時まで及び 13 時から 17 時まで）。

(3) 回答方法

すべての質問を取りまとめ、受付期間終了後速やかにメールで全社に対して回答する。

※ 回答にあたっては、質問を行った事業者名は公表しない。また、回答に対する再度の質問には回答しない。

8. 提案資格の審査

提出された参加表明書等について、天理市が書類審査を行い、審査結果を 11 月 6 日（金）に電子メールで通知し、その後書面による通知も行う。この通知により参加資格を受けた者が企画提案書を提出することができる。

9. 企画提案書等の提出

(1) 提出期間

令和 8 年 11 月 9 日（月）から令和 8 年 11 月 16 日（月）

(2) 提出方法

提出は、郵送（書留郵便に限る。）又は宅配便の方法により提出すること。

(3) 提出先

「13. 担当部局」へ提出すること。

(4) 提出書類

	書類名	様式等
①	企画提案提出届	様式 5
②	企画提案書	様式 7
③	見積書（消費税及び地方消費税を含む。）	任意様式

(5) 提出部数

正本 1 部・副本 7 部

※上記電子データ及び、その PDF ファイルを記録した電子媒体（CD-R）を 1 部提出すること。

(6) 企画提案書について

- ① 企画提案書の提出は、1 事業者につき 1 点とします。
- ② 企画提案書は、評価基準に示す各評価項目について、それぞれ別添「各種申請書様式（別紙 3）」の様式 7 を使用して作成してください。なお、記載内容の分量に応じて、各項目内で様式 7 の枚数を追加して構いません。
- ③ 企画提案書全体のページ総数は、60 ページ以内とします。様式 7 を追加した場合でも、この上限を超えないようにしてください。なお、目次、中表紙等もページ数に含みます。ただし、様式 7 を本文様式として使用せず、表紙としてのみ使用し、その後に任意様式を添付する場合、様式 7 は総枚数に含みません。
- ④ 文字の大きさは、原則として 11 ポイント以上としてください。ただし、図や表の中に記載する文字の大きさは任意とします。
- ⑤ 言語は日本語で作成してください。
- ⑥ 用紙は A4 判とし、両面印刷の上、ページ下部に通し番号を記載してください。
- ⑦ 提出の際は、ホッチキス留めはせず、各項目が判別できるようインデックスを付けた上で、A4 判の紙ファイル等に綴じてください。

(7) 見積書について

- ① 提案に係る費用の見積りは「2. 対象業務(5)」の上限額を超えないものとしすること。
- ② 見積書については任意様式とする。
- ③ 消費税及び地方消費税を含めた金額並びに消費税及び地方消費税を記載すること。
- ④ 社判及び代表者印が押印されたものを提出すること。

10. 選定方法及び評価基準

(1) 選定方法

① 選定委員会

ア 選定方法は、公募型プロポーザル方式とし、選定委員会で、以下の方法により最優秀提案者（第 1 位）及び優秀提案者（第 2 位）各 1 社の選定を行う。本市は、最優秀提案者と委託契約の交渉を行うものとするが、辞退その他の理由により契約できない場合は、優秀提案者と契約交渉ができるものとする。

イ 最優秀提案者等の選定に向けては、選定委員会を2回開催することとし、第1回選定委員会では事業者からの企画提案書等が出そろった段階で選定委員に対して、評価基準及び採点方法等の説明を行う。

ウ 第2回選定委員会では、企画提案書を提出した事業者によるプレゼンテーションを実施した上で、基準表に基づいて、提出された企画提案書等について評価及び採点して、最優秀提案者及び優秀提案者を選定する。

エ 選定結果は、第2回選定委員会終了後速やかに企画提案書を提出した事業者すべてに電子メールで通知し、その後書面でも通知する。

オ なお、企画提案書等を提出した事業者の全てに対してヒアリング審査を実施することが原則であるが、事業者が4社以上の場合はヒアリング審査に先立って臨時の選定委員会を開催し、基準表に基づいて書類審査を実施して、ヒアリング審査を行う事業者3社を決定し、通知する。

カ 企画提案書等を提出した事業者が1団体のみの場合においても、選定委員会を開催し選定を実施する。

②プレゼンテーションについて

選定委員会におけるプレゼンテーションは以下のアからオの要領で実施する。

ア 各社出席者は6名以内として、プロジェクトマネージャー及びプロジェクトリーダーは必ず出席すること。

イ 説明時間は、1社あたり60分以内とする（提案者のプレゼンテーション40分、質疑応答20分を目安とする）。

ウ パソコン等を用いる場合、スクリーン、電源及びマイクは事務局で準備するが、それ以外（パソコン、プロジェクター、レーザーポインター等）は提案者が用意すること。

エ 開催日時等は該当者に別途通知する。

オ 事前に提出された企画提案書に沿って行うこと。

(2)評価基準

基準表のとおりで、選定委員は当該基準に従って審査を行う。

(3)選定結果の公表

① 選定委員会は非公開とする。

② 選定委員名は、選定終了後に公表する。

③ 天理市ホームページにて、選定結果及び最優秀提案者の企画提案書を公表する。

その際、最優秀提案者に対して企画提案書の電子データの提供及び必要箇所へのマスキング作業（個人情報、提案事業者が持つノウハウに係る部分など）にご協力をお願いする。

11. 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 業務委託費上限額を超える場合
- (2) 参加資格を満たさなくなった場合
- (3) 提案内容等に虚偽の記載をした場合
- (4) 本要領や提出方法、提出期限を守らない場合
- (5) 選定の透明性・公平性を害する行為があった場合

12. その他留意事項

- (1) 参加表明書が提出期限までに提出されなかった場合は、企画提案書を提出することはできない。
- (2) 本件に参加するために要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (3) 書類提出後の企画提案書等の修正又は変更は一切認めない。また、提出された提案書等は返却しない。
- (4) 提案、その他手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 企画提案書等について情報公開請求があった場合は、天理市情報公開条例（平成9年12月天理市条例第31号）に基づき提出書類を公開する。
- (6) 市は、参加者からの提案に拘束を受けない。なお、本要領に定めるもののほか、提案にあたって必要な事項が生じた場合には、参加者に通知する。
- (7) 本業務の具体的な業務は、契約締結後に企画提案書や仕様書等の内容を尊重し、本市と受託者で協議をした上で行うこととする。

13. 担当部局（問合せ先）

天理市 総務部 情報政策課 デジタル市役所推進室デジタル市役所推進係

所在地：〒632-8555 奈良県天理市川原城町6 0 5番地

電話：0743-63-1001 内線 225

担当者：小林

電子メール：digital@city.tenri.lg.jp